

～消費者注意情報～

広告を見てトイレの詰まり修理を頼んだら思わぬ高額請求が！ —悪質な修理事業者に注意しましょう—

(令和元年9月5日)

相談事例

自宅のトイレが詰まってしまったので、郵便受けに投函されていたマグネット広告に書かれた電話番号に電話し、詰まりの解消を依頼した。事業者はすぐに来て、トイレを見てくれたが、便器が老朽化しているので、一式交換したほうが良いと勧められ、便器の交換を依頼した。修繕後に、20万円を超える高額な請求書を渡され、驚いたが、そのまま支払ってしまった。その後、娘がインターネットで相場を調べてみると、大手事業者のホームページには似たような便器交換工事の代金が一式8万円と記載されていた。便器は確かに古かったが、交換しなければ詰まりが解消されない状態であったかは分からない。高額すぎると思う。(80歳代女性)

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 修理事業者に依頼しなくてもよい場合もあります。

トイレが詰まるなど緊急の場合は、慌てて修理事業者に連絡してしまいがちですが、トイレの詰まりは、わざわざ修理事業者に依頼しなくても、市販のラバーカップを使うと簡単に直すこともあります。事業者を呼ぶ前に一度試してみましょう。

★ 契約の際は、じっくり検討しましょう。

マグネット広告に書かれているような24時間の即応サービスがあると確かに便利ですが、中には、トラブルを解決できずにかえって状況を悪化させたり、「交換が必要」等の事実と異なることを告げ、便器やトイレタンク等の交換を勧誘したりする悪質な事業者もいます。

「プロ対応」「安心価格」「見積もり無料」等の宣伝文句を鵜呑みにせず、電話で申し込む際には、出張料、点検料など修理費用の概算を確認してください。また、来訪してもらったら、必ず修理費用の見積もりを書面で出してもらいましょう。

提示された工事の内容や見積金額に納得できない場合には、すぐに工事を頼まず、別の事業者にも見積もりを出してもらい、比較検討しましょう。

★ 困ったときは、消費生活センターに相談を！

契約内容に疑問が生じたときや事業者の対応に不審な点がある場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



消費者庁イラスト集より

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。